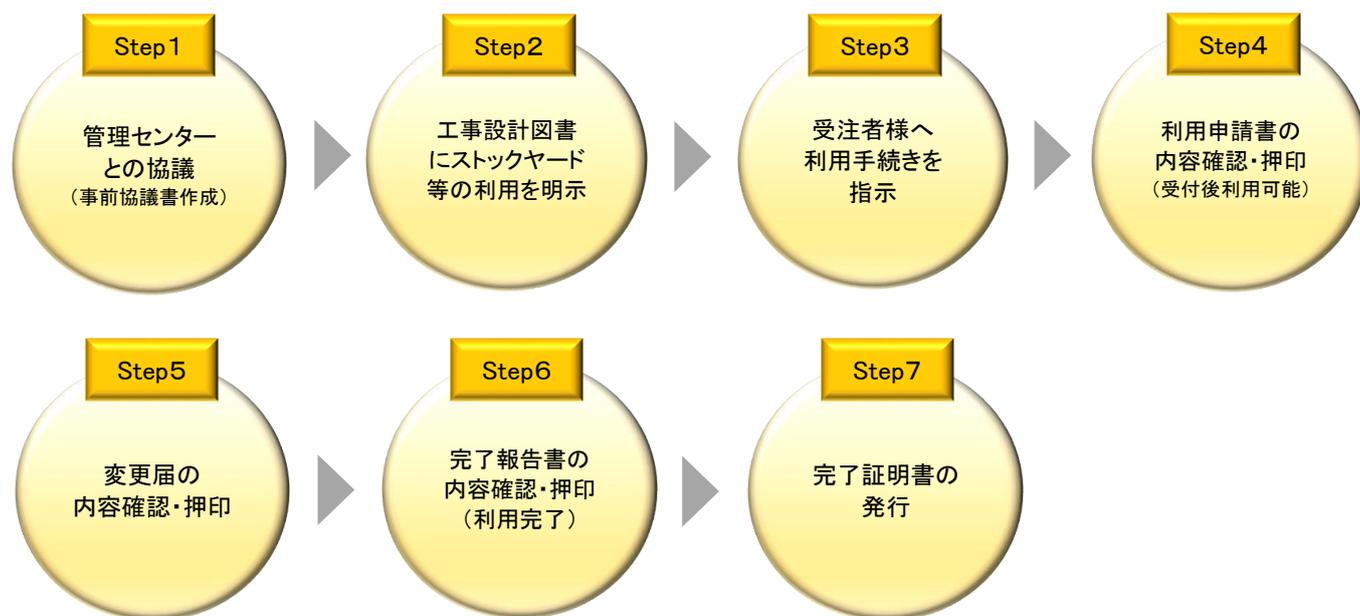


工事発注者様用

1. スtockyard利用の流れ



Step1 管理センターとの協議

- ・管理センターホームページトップ画面から「茨城県建設発生土情報検索システム」にログインして、工事情報を登録してください。
- ・ホームページ上の「Stockyard情報」から利用可能なStockyardをご確認いただきます。
- ・「(様式-1)Stockyard等利用事前協議書」を作成して管理センター宛にFAXし、土量・土質・利用時期等について管理センターと協議してください。
- ・管理センター担当者が利用可能なStockyardの場所を記載し、FAXにて回答します。

※Stockyardに搬入できる土砂の判断が難しい場合、現地にて土砂確認を行うことも可能ですので、お気軽にご相談ください。

Step2 工事設計図書にStockyardの利用を明示

- ・利用するStockyardが確定したら、工事設計図書にStockyard等の利用を明示してください。

※Stockyard利用料金は、m3単価に設計地山土量を乗じた額になります。

Step3 受注者様へ利用手続きを指示

- 工事受注者様(以下、受注者様)が確定したら、受注者様に管理センターへStockyard利用手続きを行うよう指示してください。

※受注者様の「Stockyard利用の流れ」については、別ページに記載がありますのでご参照ください。

Step4 利用申請書の確認・押印

- ・Stockyard利用10日前までに、受注者様が「(様式-3)Stockyard等利用申請書」を作成します。作成された内容をご確認のうえ、申請書の発注者記入欄「工事担当職氏名」に記名押印ください。
- ・上記利用申請書は、受注者様が管理センターへ提出し、受付後、Stockyard利用が可能となります。

Step5 変更届の内容確認・押印

申請内容に変更が生じた場合のみ

- ・申請後、Stockyard利用中に設計土量及び利用期間の変更が生じた場合は、受注者様に変更指示を行ってください。
- ・上記指示をもって、受注者様が「(様式-7)Stockyard等利用変更届」を作成します。作成された内容をご確認のうえ、変更届の発注者確認欄「工事担当職氏名」に記名押印ください。

4. スtockヤード利用時の留意事項

- ・降雨等で土質性状が悪化し、目視により明らかに第三種建設発生土未満と判断した場合や申請時の土質と大幅に違うことが確認された場合は、受入れを中止させていただきます。
- ・運搬車両について、「差し枠」等の違法改造をした車両及び過積載車両での利用はできません。また、一部Stockヤードでは、スクールゾーン・その他交通規制により利用時間・搬入路の制限があります。これらを遵守いただけない場合、発注者様から受注者様に対し注意していただくことがあります。